

[記者発表資料]

平成28年 6月13日
国土交通省九州地方整備局
熊本河川国道事務所

関係機関が水防体制を強化し、連携します！

～平成28年度「白川・緑川水防連絡会」及び「白川・緑川洪水予報連絡会」幹事会開催～

・熊本地震と大雨洪水時の防災連携のため、白川・緑川流域の関係機関による水防及び洪水予報連絡会を下記のとおり開催します。

●会議出席機関

熊本地方气象台、熊本県、県央広域本部、県央宇城地域振興局、県央上益城地域振興局、熊本県警察本部、熊本北警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、御船警察署、熊本市、宇土市、甲佐町、御船町、嘉島町、美里町、陸上自衛隊第8師団、西日本電信電話(株)、日本放送協会、九州旅客鉄道(株)、九州電力(株)、(一財)河川情報センター、(一財)日本気象協会、熊本河川国道事務所、立野ダム工事事務所、緑川ダム管理所

●開催日時・場所

平成27年6月15日(水) 14:00～16:00
「火の国ハイツ」 熊本市東区石原町2-2-28 TEL 096-380-3305

●会議内容

- 平成27年度活動報告及び平成28年度活動計画
- 連絡事項等
 - ・熊本県内の気象状況及び3ヶ月予報等について
 - ・熊本地震における取り組み状況
 - ・白川・緑川水系 防災情報等の伝達について
 - ・白川・緑川水系 重要水防箇所について
 - ・河川防災情報提供に対する国土交通省の取り組み
 - ・水防災意識社会の再構築
 - ・白川・緑川水系 河川防災情報等の伝達について
 - ・水防警報、洪水予報に関する協定、実施要領等
 - ・緑川ダム関連について

●白川・緑川水防連絡会

水防体制の強化を図るため、水防に関する情報交換などを積極的に行うことにより、洪水時などにおける的確な水防活動を遂行することを目的としています。

●白川・緑川洪水予報連絡会

水防法及び気象業務法の趣旨に基づき、洪水予報に資するため、関係官公庁及び諸団体の間の協力・連絡及び情報交換を図ることを目的としています。

●お問い合わせ先

・白川・緑川水防連絡会、洪水予報連絡会関係

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 TEL 096-382-1111

調査第一課長 牟田(内線351)

河川管理課長 久保田(内線331)

1、「白川・緑川水防連絡会」

●本会の会務

- ①水防活動に必要な河川状況の把握
- ②水防活動に関する河川情報の交換
- ③水防活動に関する連絡系統の確立
- ④出水期前の合同河川巡視
- ⑤水防に関する知識の普及

2、「白川・緑川洪水予報連絡会」

●本会の会務

- ①洪水予報の利用に関すること
- ②協力及び連絡に関すること
- ③広報・宣伝に関すること
- ④調査研究に関すること

●洪水予報河川とは

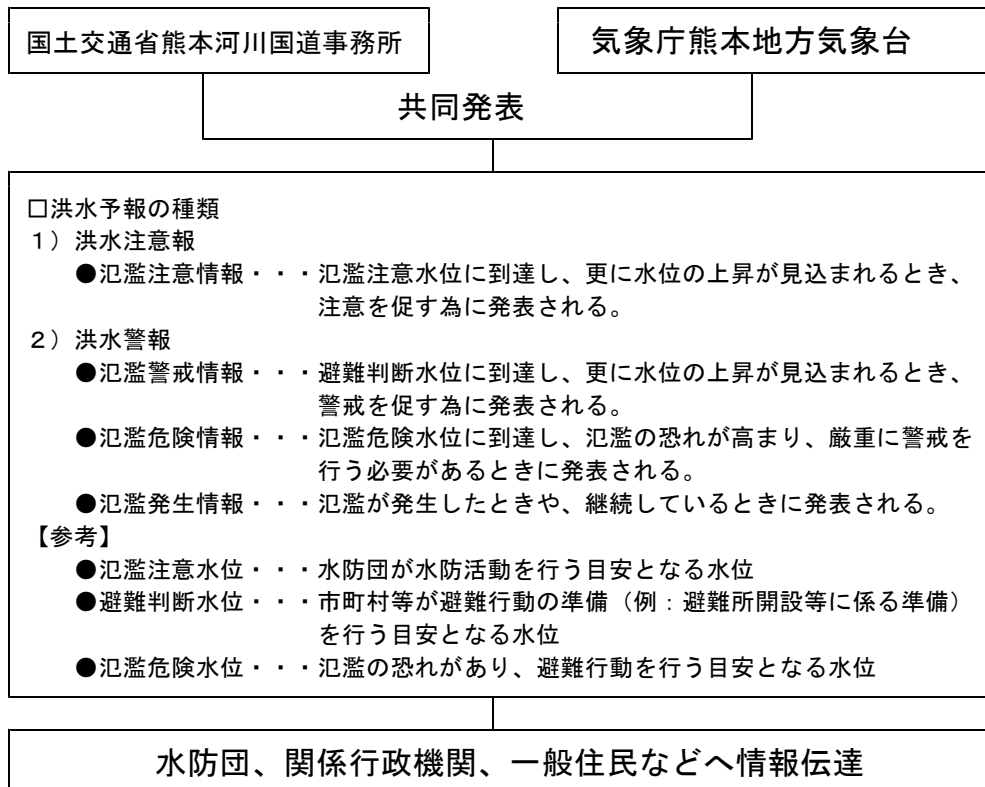
洪水予報指定河川においては、梅雨期や台風期などの大雨により洪水の恐れがあると認められる場合に、従来の気象台が発表している大雨洪水注意報や警報とは別に、国土交通省と気象庁が共同して流域の雨量、洪水予報基準地点の水位又は流量の現況及び予想などを示した洪水予報（洪水予報の種類としては洪水注意報、洪水警報）を発表し、これを関係都道府県に通知するとともに報道機関の協力を得て、地域住民に周知するもので、この洪水予報により、よりの確な水防活動などが可能となります。

●洪水予報はこのように活用されます。

大雨が降り、大河川で洪水が発生する恐れがあるときに河川の水位などを予測し、水防団・関係行政機関・一般住民などへ情報を提供することにより、

- ①洪水の被害から地域を守る水防活動がより迅速かつ円滑に行えます。
- ②洪水時に水防活動の本部となる市町村などに情報が伝達されることにより、警戒、避難体制などの実施がより迅速かつ円滑に行えます。
- ③洪水時の河川の水位情報などが一般住民などに伝達されることにより、緊急時の自衛手段を行う際の目安となります。

●白川・緑川洪水予報発表の流れ



- 一般住民への情報伝達は、テレビ・ラジオにより放送されるとともに警察署、消防署、水防団などの連絡員によって伝達される場合もあります。